

令和2年度 第5回 仙台市社会福祉審議会 地域福祉専門分科会 議事録

1 日時 令和2年11月27日（金）午後4時30分～午後6時10分

2 場所 ショーケー本館ビル 3階 会議室 BCD

3 出席者

[地域福祉専門分科会委員] 14名（委員定数17名）

阿部重樹委員	伊丹さち子委員	大瀧正子委員	小川登委員	小岩孝子委員
島田福男委員	立岡学委員	釣舟晴一委員	寺田清伸委員	長岡弘晴委員
中田年哉委員	三浦啓伸委員	村山くみ委員	渡邊純一委員	（五十音順）

[事務局]

○健康福祉局	川口地域福祉部長	西山社会課長
	太田保護自立支援課長	菅原障害企画課長
	阿部障害者支援課地域生活支援係長	松本地域包括ケア推進課長
○子供未来局	富田総務課長	

[オブザーバー]

○仙台市社会福祉協議会より4名

4 次第

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 議事
 - ① 「（仮称）せんだい支えあいのまち推進プラン」の中間案について
 - ② パブリックコメントの実施について
- (4) その他
- (5) 閉会

5 内容

- (1) 開会
- (2) 会長挨拶
- (3) 出席状況の報告
 - 2名の委員が都合により欠席される旨を報告
 - 1名の委員が都合により遅れて参加される旨を報告（※最終的に欠席）
 - 過半数の委員の出席により、定足数を満たしていることを報告

(4) 議事

- ・ 議事録署名人について、中田年哉委員を指名→中田委員承諾

議事① 「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン」の中間案について

○社会課長

〈資料 1、資料 2、および参考資料について社会課長から説明〉

○阿部会長

「(仮称) せんだい支えあいのまち推進プラン」の中間案について、ただいま事務局から説明をいただいた。それでは、ここから委員の皆様から質問、意見、感想などあれば発言をお願いしたい。

○立岡委員

全体的な感想を最初に述べると、まとまっていると思っている。その上で、巻末資料のような用語説明の部分があれば、一般の方が見たら「わからない」という声は当然あるだろうと思う。再犯防止の部分では、福祉関係者からも司法部分に関してよくわからないという声が多くあり、最近になってようやく「司法福祉」のような表現がなされ、司法部分に関する用語を共有し始めたといった状況なので、巻末用語集は必要だろう。

21 ページのところの上から 3 行目、「居住支援法人」と書かれているが、正確には「住宅確保要配慮者居住支援法人」なので、省略形ではなく正式名称を用いた方がよいのではないかと。

23 ページの「(2) 地域の…〔中略〕…充実・強化」以下「■現状や課題」の第三項「好事例の共有による支えあい活動の機運を…」というところ、好事例を手本に真似ればよいのではないかと思う反面、好事例があまりにもよくできていると真似できないと思う側面がある。好事例を記載するのはよいが、少し頑張ったらできそうという内容がよいのではないかと。

続いて同じく 23 ページ下方の「(主な取り組み)」の内容は、町内会活動の枠組みにおける取り組みという印象を受けるのだが、町内会未加入の部分への対応について、町内会未加入世帯も含めて全員を見捨てないのだから、何らかの検討していくという一文が必要ではないか。そこもコミュニティソーシャルワーカー（以下 CSW）等の活躍場所の一つなのではないかと思う。

27 ページの「(2) 身近な相談機能の充実」のところ、身近だからこそ相談できないという場合もあると思うので、相談できなくても受け止める場所があると示すことが必要だろう。また、一番厄介なのは本人が困っていないケース。本人が困っていないで周囲が困っている場合であっても、受け止める相談機関を充実させていく必要があると思うので、その点について何らかの言及があればよいのではないかと。

28 ページ上段「(主な取り組み)」下の「★」印、重点部分「社会福祉法の改正を…〔中略〕…現状を分析しながら庁内関係課や関係機関等との協議を進め、検討していきます。」の記述に、「福祉事務所を核とした検討」の追記が必要ではないか。やはり最終的には福祉事務所が核となって地域福祉を進めていく形になると思うので、福祉事務所を核に検討していく含みがあるとよいのではないかと。

続いて同じく 28 ページ下段の「(4) 多様化する…〔中略〕…充実」の「(主な取り組み)」の部分に、どこに相談してよいかわからない場合に訪ねることができる窓口を設置する、という趣旨の記述が必要ではないか。それが生活困窮分野の相談窓口になるのか、重層的支援体制整備が今後進んで包括的相談支援の窓口になるのかわからないが、どこに相談してよいかわからないときの相談窓口をしっかりと整備していくことを記述する必要があるだろう。

30 ページの「人は誰でも自分で立ち上がる力を持っています。」の文言のうち、「立ち上がる力」に違和感を覚えた。具体の代案はないのだが、立ち上がる力に代わる言葉を検討いただきたい。

31 ページの「自立相談支援体制の充実」の部分では、文言が「自立相談支援機関」であったり、「自立相談機関」や「自立相談支援」であったりしている。それらを、例えば「自立相談支援機関」に文言を統一するとか、何らかの形に文言を統一してはどうか。

32 ページ下段の「生活困窮者自立支援のイメージ」図のところ、「ホームレス支援団体」の下に「地域生活センター」と書いてあるが、これはどのような役割を持つセンターなのかわからなかった。ここは正確にどのような機関なのかを書き込んだほうがよいのではないかと思う。全体としては非常にまとまっているという感想のもと意見を述べさせていただいた。

○阿部会長

事務局で現時点で答えられるものについては回答願いたい。持ち帰る部分についてはそのように回答いただきたい。ページ数とともに回答していただければと思う。

○社会課長

21 ページの「居住支援法人」については「住宅確保要配慮者居住支援法人」と、正式名称で表記したい。

23 ページの「好事例の共有による支えあい活動の機運を高める」という部分は、地域によって地域活動の状態に差があると私どもでも認識しており、それは座談会でも見えてきた部分でもあるので、少し頑張れば自分たちでも真似できそうだと思う事例の紹介や、多様な地域性に配慮した様々な事例紹介の形がよいのではないかと考えている。

町内会未加入地域に関わる事柄について、町内会への加入率は低下しており、町内会自体が存在しない地域もあるので、表現の仕方については持ち帰らせていただくが、ご意見は承った。

27 ページの身近な相談機関について、ご意見いただいたように身近だからこそ相談できない場合もあるし、相談したいのは本人とは限らない場合も確かにあると思うので、いま具体案を示せないが、どう扱うか検討させていただきたい。

28 ページ上段の「★」、重点部分も書き方は検討させていただきたい。市役所において、市民が一番近い窓口、または福祉の窓口は区役所の福祉事務所だと考えられるので、そこを中心とした支援のあり方は当然考えていく必要があると認識している。

30 ページから 32 ページの語句について、一部表記ゆれが見られる部分や、何を指しているのかわからない部分については、いただいた意見を持ち帰り、表記の仕方について検討してまいります。

○地域福祉部長

私からも補足させていただきたい。28 ページのところ、「福祉事務所を核とした検討」という意見について、現在の保健福祉センターは、福祉事務所の機能と保健所の機能を果たしている。福祉事務所・保健所の両機能について、例えば虐待への対応や、精神的にやや不安定で自傷他害の恐れがあるような方への対応は、精神保健福祉法の規定に則り措置するといった権限を持ち、こうした行政の権能が果たされないと複雑な問題が解決できない場合もあるかと思う。ここは指摘のとおりなので、あとは表現の仕方をどうするか、どこまで記述できるかという部分を引き続き検討させていただきたい。

○阿部会長

立岡委員、とりあえずよろしいか。それでは長岡委員。

○長岡委員

中間案は大変まとまっており、まとめるのに苦勞されたのではないかと思っている。気づいた点とわからない点について、質問したい。

まず、42 ページの「(3) 地域での立ち直りを支える取り組みの推進」の「<主な取り組み>」のところ、一番最後の項目「学校等との連携により修学の継続を支援します。」について、高校での教職の経験から修学という用語について質問したい。修学というのは教育課程でいえば学を修めるわけだから、進級や卒業などの意味も含むと思われるが、ここでは単純に学びに就くという意味の、就学児童とかの就学の意味なのか。

学を修めるの修学となると、単位認定や進級、卒業、退学や復学などの運用も踏まえると深い意味になる。

今日、たまたま会議のため区役所に立ち寄ったところ、仙台市教育構想の中間案で「ライフステージに応じた学びの支援」といった、生涯学習に触れた項目があった。こうした内容も踏まえ、ここ〔進級、卒業、復学や退学など学びの機会に関わる部分〕はもう少し教育機関とともに突き詰めて検討し、しっかりした情報を把握して対応してほしい。

もう一つ学びの機会の部分で、指導要録、特に高校における指導要録について。指導要録には各科目が何単位で合格、あるいは不合格だったとか色々記録されている。保存年限も含めて、退学後の単位取得証明、履修状況の開示等の対応について、申請者が不平等とならないよう注意する必要がある。

次に、司法、福祉、それから個人または家族の問題に関わる情報開示について、基準のすり合わせを是非お願いしたい。地域との連携が進み、地域における取り組みが色々出てくると様々なプライベートに関わる問題が起きる可能性がある。その際に情報開示のマニュアルや、統合された基準が示されていないと、十分な知識がないまま、いい加減な運用になり得るので、その辺りの基準のすり合わせをお願いしたい。また、具体的なシミュレーションの中で想定される問題について、注意すべきポイントの提示とか、そういうことも必要になってくるのではないだろうか。

○阿部会長

大きく二点についてご意見をいただいたと思う。事務局で現段階での結論、または検討を要するものであれば持ち帰るということで回答をお願いしたい。

○社会課長

一点目の部分について。最初にご指摘いただいた 42 ページの「学校等との連携により修学の継続を支援します。」の部分は、修めるの「修」ではなく、職に就く等の「就」を想定しており、誤字である。しかし、いただいたご意見には、おそらく学校における学ぶ機会の継続だけではなく、しっかりと身に着ける、学び修めること全般に関わる内容も含まれていたと思う。もとは「就」の字を想定していたが、いただいた意見については教育委員会ともすり合わせしながら、できることを議論していきたいと思う。プランにどのように記載するかは持ち帰り検討させていただきたい。

また、学校等と地域が連携していくにあたり、個人情報の開示のルールや取扱い方について、個人情報の問題は難しい問題でもあるが、非常に重要なことで、教育委員会にも意見を伝え、学校現場にも意見が届くように進めてまいりたい。

指導要録の保存年限はルールで一律に決められているものの、保存年限に関するご要望があったことは関係部署に伝えたい。この場で、計画に文言として意見を盛り込むことは約束できないが、いただいた意見はしっかりと共有してまいりたい。

○阿部会長

現状ではルール上対応が難しいと思われることでも貴重な意見として受け止め、教育委員会に伝えていただけると。長岡委員も了承された。その他に意見や質問はないか。伊丹委員。

○伊丹委員

35 ページの「現在の仙台市における成年後見制度にかかる体制」の図が一見したところ、非常にわかりにくい。私が制度を利用したい立場だったら、まずどこに相談にいけばよいかわからない。市民が自分で成年後見を申し立てる際に、はじめに相談に行く場所がわかるよう、市民目線で図を書いているかなければならないのではないかと。難しい言葉が並べ立てられているように見えて、わかりにくい。より簡単に、わかりやすい表現にしてはどうか。

それと、用語の説明は付くという解釈でよいか。例えば CSW とは何かとか。CSW については、このプラン中を見る限り、所在も書いておらず、どこにいるのかもわからない。そうした用語が結構当たり前のように使われている。私たち専門職は、ここで使われている言葉を当たり前に理解できるが、そうではない方々が見た時を想定しながらもう一度見たときに、本当にこの言葉でよいのか検討し、わかりにくければ補足説明を別紙記載のようにする方法が最もわかりやすいのではないかと感じている。

○阿部会長

二点意見があった。一点目は 35 ページの図がわかりづらいこと。二点目は用語の説明資料

について、今の時点での事務局の考えを教えてくださいという趣旨と思う。回答をお願いしたい。

○社会課長

まず、35 ページの図がわかりにくいというご指摘については、事務局でも示し方を検討しているところである。ご意見を踏まえてシンプルにし、相談に行くべきところなどがわかるような形を、持ち帰って再検討したいと思う。

用語の説明については、CSW やその他の専門用語が計画内に散見されるので、巻末に用語説明を付けることを考えているが、現時点では分量や取り上げる用語等について、方針が明確に定まっていない。そのため、いただいたご意見も参考にしつつ、取り上げる用語や各用語への説明の深さについて、これから考えていきたい。

○阿部会長

伊丹委員よろしいか。用語集については立岡委員、伊丹委員二名からご指摘をいただいているので、次回の分科会では見本でも構わないので、イメージできる形で示していただければ委員の皆様もある程度納得いくのではないかと。事務局の業務量のことあっても、見本でも構わないと申し上げたが、それだけではなく、[見本を示した上で] 委員の皆様から用語集への掲載希望語句や説明内容に関わる要望を聴き、それに応えていく形で最終的にまとめる方法でもよいのではないかと考えている。他に、どのようなことでも構わないので意見や質問をいただきたい。

○渡邊純一委員

中間案全体についてはよくまとまっていると私も感じた。一点だけ、本文中の「障害者」という表記について、「障害がある方」という表現が混在しているようなので、可能ならば整理されてはいかがだろうか。

○阿部会長

事務局いかがだろうか。

○社会課長

「障害のある方」や「障害者」といった用語が混在している部分については、担当部署とも相談しながら、望ましい表現方法を調整してまいりたい。

○阿部会長

渡邊委員からも用語の使い方についてご助言いただければ大変ありがたい。大瀧委員。

○大瀧委員

用語の説明なのだが、過去の地域保健福祉計画で詳細に用語の解説がなされていたと思うの

で、それを活用してもよいのではないか。それに付け加える形でよいと思う。

○阿部会長

用語の説明について、事務局にとって積極的なご提案だったと思うが、いかがか。

○社会課長

ご指摘のとおり、現行の第三期地域保健福祉計画には資料編として五十音順に並べた用語集を付している。それを参考にしながら、この5年間で出てきた新たな概念などを加えながら項目について整理してまいりたい。

○阿部会長

大瀧委員、ありがとうございました。他にないか。寺田委員。

○寺田委員

中間案、非常に丁寧にまとめていただいたと思っている。地域共生社会実現のために推進する必要のある内容が非常に多種多様であり、行政や我々仙台市社会福祉協議会〔以下市社協〕の取り組みはもとより、最終的に各地域で取り組みを進め、成果が現れるものが多いのではないかという印象である。

一番最後の43ページ「6章 計画の推進」の二つ目の丸に「…分科会に毎年度取り組み状況を報告し、その意見・評価結果等を市ホームページで公表…」とあるが、この計画推進の成果として、行政や市社協などの実績のほかに、地域に計画推進を強制するものではないのだろうが、地域での推進状況の実態把握も必要なのではないか。計画を推進する過程で、どうしても地域差は出てくるだろうし、計画推進が困難な地域への支援という課題もあるが、少なくとも推進状況の実態を把握する必要はあるのではないか。

そこで、評価指標という位置づけになり得るかわからないが、推進状況の実態把握のため、さらには地域自らの現状把握と意識づけのために、例えば、地区社会福祉協議会のような地域団体が「できていること・できていないこと」を自己点検できるような項目を列挙した、地域ごとのチェックリストを作って定期的に点検してもらい、その結果をアンケートのような形式で行政や市社協で共有できる仕組みをつくれないうか。

こうした手法はこの計画推進のために必要なのか、あるいは市社協で並行して策定している地域福祉活動計画推進に必要なのか、両計画に必要なのかという問題もあるが、いずれにせよ二つの計画は車の両輪のような関係で、ともに〔進行管理や評価を〕進めるべきと思っている。43ページにその旨を明記するかどうかは別として、チェックリストは私の案だが、計画の進行管理あるいは評価の具体的な手法として、地域実態の把握方法を検討すべきなのではないか。

○阿部会長

進捗管理をどのように扱っていくのか、その基本的方針に関わる意見と思う。その上で、地域実態を把握する具体的な評価方法について提案があったと思う。提案いただいた評価方法に

については、市社協で策定中の地域福祉活動計画の方にむしろ密接に関係するものなのかどうかという議論もありそうだが、とりあえず今の時点で事務局の見解はいかがか。

○社会課長

43 ページの進行管理のところでは、大筋を記述しており、細かい評価の仕方や進捗管理方法など、そういったところまで言及していないが、今後この分科会でも評価のあり方について、協議していきたいと私どもでも考えている。単に「何回開催した」とか「何人参加した」といった、数量的な実績だけではなく、地域の実情を踏まえ、地域の状態を評価していくことが、どのように評価するか非常に難しいものの、大切であると受け止めている。地域による違いは多種多様で、計画が進んでいるからよいとか進んでいないからよくないとか、単純なことではないと思っている。地域をよくしていこうという志のある方は地域のなかにいらっしゃるだろうし、その支援にはどのような仕組みがよいのか、何か手伝えることはないのかといった側面から何かしら指標や道しるべを提起できるとよいのだろうと思う。その辺りは今後地域福祉活動計画とも連携を図りながら、市社協と相談しながら考えていきたいと思っている。いま回答できることは以上になるが、よろしいか。

○阿部会長

進捗管理をどうするかということは非常に重要である反面、どのように進めるかに関しては厄介な議論を積み重ねなければならないものと私は認識している。事務局もそのように認識されていると私は理解しており、改めて進捗管理の段階になった際に議論いただく方向性で、委員の皆様にもそのように受け止めていただければと思う。

直接的な表現で申し上げれば、ここに〔評価に関わる詳細な事項が〕入っていないのではないかと受け取らないでいただきたいということである。今申し上げた通りの特徴を持つ課題であるので、改めて検討することを念頭に計画の策定を進めてきたことだけは申し上げておきたい。

○伊丹委員

参考資料3 ページの「主なご意見」中、一番上の項目で「補償の問題についても記載が必要ではないか」と私から提案させていただいたのだが、このプランの中に織り込まれているのか確認したい。特に地域活動中に新型コロナウイルスの感染があり、PCR 検査が必要になる場合が今後出てくるのではないか。感染経路不明の方々が沢山いるなかで活動していく際に、そうした補償をどうするかは大きな問題になってくると思う。そこで、補償の記載があるのかどうかの確認と、それから補償を要する状況に直面した場合における対応についても、織り込めるのかどうか確認したい。

○阿部会長

趣旨としては重大な補償の問題がこれから起こり得るのではないかと、そして、その対応についてこの計画に書き込める可能性があるのかということだったと思う。それからもう一点は、

参考資料に記載のとおり「補償の問題」について問題提起したのだが、中間案でどのようにその問題が取り扱われているのか教えていただきたいということだったと思う。

○社会課長

補償の問題について明記はしていないが、資料 1 の 23 ページに記載のある基本的方向 2 の「(2) 地域のさまざまな主体による活動の充実・強化」における具体的な事業のなかに、市民活動補償制度という制度があるので、それは今後の最終版において示せると考えている。また、小地域福祉ネットワーク活動推進の一環としてボランティア活動保険に関わる支援も行っているので、その点も記載できるのではないかと考えている。この中間案では補償という言葉は出てこないが、活動支援という大きな枠組みでとらえていただきたいと考えている。

○阿部会長

よろしいか。はい、小岩委員。

○小岩委員

資料 3 の 6 ページにも出ているが、町内会加入率が低下していることが、町内会や地域だけでなく、学校教育にも大きく影響すると思う。今週三つの学校を訪問して校長先生らと話した際に「町内会がなくなって別の町内会に入ってもらっているけれども、町内会がないことで子どもたちをどのようにまとめていけばよいのか、どのように対応していけばよいかわからない」という話題を各所で聴いてきた。町内会加入率に〔地域による〕特徴があるのかどうかもうかがいたい。例えば市街地のマンションのところが多いとか。私は山あいの地域とマンションのある市街地それぞれの地域の校長先生から話を聴いてきたことから、特定の地域において町内会加入率に特徴が見られるわけではないと思う。

そうすると、42 ページの「(3) 地域での立ち直りを支える取り組みの推進」の末尾の「学校等との連携により」というところでは、「地域での立ち直りを支える」には、学校とか町内会とか具体的な文言を入れないといけないのではないかと。一方で、町内会という文言を入れれば、町内会に関わる方々が困るだろうことも予想できるので、どのような形がよいのか悩んでいるところである。ただ、学校が大変になっていることは確かだと思う。

もう一点、12 ページの下段「主な相談機関とネットワーク」内の「【子ども・子育て家庭】」の下に「子ども家庭応援センター（区役所等）」と記載があり、さらにその下の「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」の部分が一字下げで書いてあるのはなぜか。これは区役所内にあるということで字下げしているのだろうか。

○阿部会長

三点質問をいただいた。一点目は町内会に関わりのある内容で、43 ページの記載のあり方についてだったと思う。また二点目の質問として、町内会加入率が地域によって変わっているのかどうか、もしわかるのであればお示し願いたい。最後に、12 ページの記載内容についても質問があったかと思うので回答をお願いしたい。

○社会課長

はじめに12ページの「主な相談機関とネットワーク」内、「【子ども・子育て家庭】」の相談機関について子供未来局より説明させていただく。

○子供未来局総務課長

子供未来局総務課の富田です。よろしくお願ひします。ご指摘あった件について、「子育て世代包括支援センター」は母子保健法に基づく母子保健の拠点としての意味合いを持ち、「子ども家庭総合支援拠点」は児童福祉法に基づく要保護児童対策地域協議会等を取り扱う拠点としての意味合いを持つ。それぞれ個別の組織というよりは区役所の家庭健康課内の機能として以前から存在しているものである。さらに今年度の4月からは、保育の部分等も含め、相談やその他サービスを担っている各部門が連携して一体的に動けるように、「子ども家庭応援センター」を、これも組織としてではなく機能として構築して掲げている。このような背景から「子ども家庭応援センター」内にそれぞれの法律に基づく「子育て世代包括支援センター」と「子ども家庭総合支援拠点」があるということを一宇下げの形で表現しているととらえられる。

○社会課長

続いて、町内会に関連する質問について、まず42ページで「学校等との連携により修学の継続を支援します」のところは確かに学校だけではなく、地域のなかの学校であるため、地域との結びつきや地域の協力あつての学校運営という側面も非常に重要である。この項目の具体的な事業として、例えば学校支援地域本部事業など、地域との繋がりを踏まえた取り組みも入れることを想定していたところである。地域の中で子どもを見守る体制や社会をつくっていくという部分に関しては、事務局では個別の事業一覧のなかで取り上げることを想定していた部分だったが、記載内容や表現方法を検討させていただきたいと思う。

町内会加入率と地域性の関係については、今手元に参照できる資料がなく担当部署も異なるため、確認した上で回答したい。次回以降の分科会で回答したいと考えているが、もし現時点で何かご存じのことがあれば、急で大変恐縮だが、島田委員から補足していただけないか。

○島田委員

町内会加入率の低下要因は大きく二つだと思う。一つは高齢化の進行。ほとんどの町内会は班長等の役員を輪番制で回しているが、会費の集金だとか回覧板を回すといったことを行うのに、歳を取るとなかなか動けなくなり町内会を辞めたいとなる。これは地域性と関係なく、高齢化の進んでいるところは町内会加入率が低下している。もう一つは、集合住宅が多いところは町内会加入率が低い。特にマンションや大きなアパート中心の地域では、自治会そのものを作らない、あるいは作っても加入率が50パーセント以下であることが多い。つまり、町内会加入率の低下については、地域性に関係するものとしては集合住宅の状況、それから地域性と無関係のところでは高齢化の進行が主な要因と思っている。

○阿部会長

事務局からはとりあえずよろしいか。島田委員、補足説明ありがとうございました。小岩委員、よろしいか。

○小岩委員

今の説明で大方理解できた。もう一つ、学校等のところで、学校支援地域本部が出てきたが、今後5年間でコミュニティスクールを設立しなければならないと学校側で話が進んでいるのだが、そうした内容がこの計画に入ってくるのか。入ってこないという解釈でよいのだろうか。資料3の42ページ「地域での立ち直りを支える取り組みの推進」のところには、コミュニティスクールに関わる内容を盛り込むのは難しいように見える。コミュニティスクールにモデル事業として取り組む学校もあり、そこでは学校支援地域本部とか評価委員会とか評議員会とか、あらゆる協議体をコミュニティスクール内に取り込み、地域と学校とPTAで連携していくような事業が試みられているのだが、「地域での立ち直りを支える取り組みの推進」には入らないという認識でよいか。

○社会課長

そういった形で地域がまとまったり、見守り等ができるようになったりすることで、子どもたちの健全育成の部分に間接的に資するということは十分考えられる。しかし、本計画に具体的にどこまでその内容を盛り込めるかは、教育プランのコミュニティスクールの導入スケジュールなども踏まえていかなければならないので、現時点でどのように反映できるか具体的なことは申し上げられない。その辺りは確認した上で対応してまいりたい。

○阿部会長

理念的に無関係ではないが、教育委員会で進めている事業計画との整合性をとらなければならないので、本計画に盛り込むことは大変難しいという説明だったと思う。それから質問された小岩委員からはご理解いただいたところではあるが、12ページの一字下げになっている部分は、委員の皆様から市民の方が見られたときに理解が難しいのではないかと問われていた。この一字下がりの論理的意味について、説明責任を十分に果たされたと思うが、ではこれを見ただけで一文下がりの意味が理解できるかとなると若干難しいように見えるので、表記を改めることは難しいかもしれないが、表現を検討いただきたい。

○社会課長

承知した。機能の要素を説明している部分なので、場合によっては削除したほうがよいのかもしれない。説明を加えるべきか、削除すべきか検討させていただきたい。

○阿部会長

他はよろしいか。

○伊丹委員

12 ページ下の「主な相談機関とネットワーク」の、「【高齢者】」の枠内に「地域ケア会議」という言葉があるが、「ネットワーク、地域ケア会議、これはなんだろう」と一般の方々に思われたいだろうか。相談機関というのは市民の皆様が見て、すぐにわかると思うが、このネットワークという見出しとともに記載のある「地域ケア会議」とか「【生活困窮者】」の枠内の「支援会議」とか、「支援会議」については法律に基づいてこうした会議があるのだと明記されているが、これも果たして必要なのだろうかと思いに思った。あえて出す意味合いがあるのだろうか。

○阿部会長

事務局、いかがか。

○社会課長

こちらに列記した趣旨は、市内に各分野別ではどのような相談機関があるのかを知っていただきたい、一覧表としてお示ししたいというものであった。しかし、市民の皆様から見てわかりやすいか再考する必要性や、分野ごとの個別計画があるなかで、どこまで詳しく記載するのか考慮する必要性もあるので、意見を踏まえて検討したい。

○阿部会長

はい、よろしくお願ひしたい。伊丹委員に触発されたわけではないが、12 ページ記載の他分野のネットワークもわからないと言われればわからないなと感じたので、用語説明で補足するとか、あるいは全部削除するとか、いくつかの修正案を検討願ひたい。

各委員からは、総じて大変良くまとめられているのではないかと高評価をいただいたと理解している。その上で、さらに個別の表記・表現等について磨きをかけられてはどうかという意見が大部分だったかと思う。次回分科会までに事務局でそれぞれの提案や意見について対応をお願ひしたい。

議事② パブリックコメントの実施について

○阿部会長

それでは議事の②パブリックコメントの実施について、事務局より説明をお願ひしたい。

○社会課長

〈資料3 について社会課長から説明〉

○阿部会長

ただいまパブリックコメントの実施及びそのあり方について事務局より説明をいただいた。その件について委員の皆様より質問、意見、感想などあれば発言をお願ひしたい。

○各委員

〈意見等特になし〉

○阿部会長

〔パブリックコメント実施の〕手続きの説明だったと思うが、説明通りに実施することで了解を得たということにさせていただく。

それではこれで議事は終了となるので、村山副会長から本日第5回の地域福祉専門分科会全体について、とりまとめの意見や感想をお願いしたい。

○村山副会長

本日も長時間にわたり、熱心なご審議そしてご議論を賜りましたことにお礼申し上げたい。

本日提示された中間案は、前回の素案に加えて用語の使い方や表現、構成などにおいて、読みやすさを非常に意識した内容に修正いただいたと感じている。これまでの分科会でいただいた委員の皆様からの意見、また様々な立場からの考えや思いを事務局で検討いただき、丁寧に計画に反映した結果ではないかと感じている。冒頭の会長挨拶に「実りの秋にふさわしい充実した内容になってきた」というくだりがあったが、まさにそのような内容になったのではないだろうか。

そして先ほど説明があったように、本日の内容を踏まえて12月にはパブリックコメントが予定されているとのことで、これを経てより良い計画として磨きがかかっているのではないかと期待している。

本計画、仮称ではあるが支えあいのまち推進プランという名称になっている。この名称にふさわしい計画となるように、本日話題となった、用語集のことや進行管理・評価といった今後の内容についても、委員の皆様のお力添えを引き続きお願いしたい。以上をもって私からのまとめとさせていただく。本日もありがとうございました。

○阿部会長

本日も最後に村山副会長に発言をお願いして本当に良かったと思う。本当にありがとうございました。

(5) その他〔阿部会長による進行〕

○阿部会長

それでは、続いて次第の「4. その他」だが、まずは委員の皆様方からこの機会に何かあるか。

○各委員

〈意見等特になし〉

○阿部会長

よろしいか。それでは事務局から何かあるか。

○社会課長

〈以下 2 点について説明〉

- 次回、第 6 回仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の開催を、令和 3 年 2 月上旬に予定していること
- 今回、第 5 回仙台市社会福祉審議会地域福祉専門分科会の議事に係る意見を、令和 2 年 12 月 4 日（金）まで FAX 等で受け付けること

(6) 閉会